

競争的研究費等の運営・管理に関する行動規範

(2021年11月15日制定)

名古屋学院大学（以下「本学」という。）は、研究倫理規準のもと学術研究の信頼性と公正性を担保し、社会からの信頼の確保及び競争的研究費等の適正な運営・管理を推進するため、次のとおり行動規範を定める。

本学のすべての研究職員並びに競争的研究費等の運営・管理に関わる事務職員（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、競争的研究費等の原資が国民の税金で賄われていることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外使用、期間外使用等の不正な使用は行わない。
2. 構成員は、競争的研究費等の使用に当たり、資金配分機関が定める規則及び本学の規程とその使用ルール、その他関係法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
3. 研究者は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、大学による管理が必要であることを認識して行動しなければならない。
4. 事務職員は、専門的知識をもって競争的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動しなければならない。
5. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 構成員は、競争的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
7. 構成員は、競争的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
8. この行動規範の所管は、総合研究所事務室とする。
9. この行動規範の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、学長が行う。